

「高齢者虐待防止マニュアル」

—高齢者虐待の防止のための指針—

法人名 株式会社 なずな

事業所名 デイサービスセンターむろの家

田辺市指定地域密着型通所介護の人員、設備及び運営に関するサービスの基準等を定める平成25年田辺市条例第35号・田辺市指定相当通所型サービスの人員等に関する基準定める要綱及び関係法令に定める内容を厳守に基づき虐待防止のための指針を以下のように定める。

1. 虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。

当事業所では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当施設が掲げる理念「わたしたちは、一人ひとりの人間性を大切にし、生きがいのある生活ができるよう、生活の質の向上に努めます」を実現させるため、虐待の未然防止再発防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合に適切に対応し、再発防止策を講じます。

そのために具体的な組織体制、取り組み内容等について、本指針に定めるとともに運営規定第19条に明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当事業所では「高齢者虐待」を次の行為として整理します。また、当施設の規定に基づき、当施設のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当事業所職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

●養護者による高齢者虐待

高齢者虐待防止法が示す虐待行為の類型(法第二条)

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	【養護者】高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待又は性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。 【養介護施設従事者等】高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 ※養護者のほか、高齢者の親族によるものを含む

※類型の名称は通称もしくは学術上よく用いられる名称であり、法条文上には示されていない

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

1) 虐待防止検討委員会の設置

田辺市指定地域密着型通所介護の人員、設備及び運営に関するサービスの基準等を定める平成25年田辺市条例第35号・田辺市指定相当通所型サービスの人員等に関する基準定める要綱及び関係法令に定める内容を厳守に基づく虐待の防止のための対策を検討する委員会として「デイサービスセンターむろの家虐待防止検討委員会（以下、委員会）を設置します。

2) 委員会の組織

委員会の構成員は、施設長、管理者、介護職リーダー、生活相談員、看護師、外部有識者

【構成員ごとの役割】

構成員	役割	
施設長・管理者 役員（生活相談員兼務）	委員長（責任者）・副委員長 虐待の防止に関する措置を適切に 実施する担当者	村上由美子 村上友彦
介護職リーダー・生活相談員	虐待防止措置の周知、進捗管理	西田美子
看護職代表	医療的ケアに関する検討、 医療機関への要否検討	中筋雅代
外部有識者・ふたば福祉会	第三者かつ専門家の観点からの助言	野長瀬祐樹

3) 委員会開催

委員会は、委員長の招集により、年間計悪に基づき2ヶ月に1回以上の間隔で定期的（偶数月の定例会議時）に開催するとともに、必要に応じて随時開催します。また、定期開催時にはヒヤリハットや事故報告・苦情報告から不適切ケア、身体拘束と判断する事例についても検討します。

4) 委員会による検討事項（所挙事項）

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

1. 虐待防止検討委員会その他の施設内の組織に関すること
2. 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること
3. 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
4. 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
5. 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報を迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
6. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
7. 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項については、議事録その他の資料を作成し、管理者、介護リーダーにより回覧するなどして周知徹底を図ります。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

1) 定期開催

虐待等防止をはかるため、介護職員その他の職員に対する職員研修を、年2回9月及び3月を目安）実施します。また、身体拘束及び不適切ケアの適正化に関する職員研修と同時開催とします。

2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人研修カリキュラム内に定めて、虐待の防止をはかるための研修を必ず実施します。

3) 研修内容

内容は、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます。

1. 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
2. 本指針及び当事業所の「高齢者虐待防止マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
3. 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法

4. 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

4) 研修記録

研修の実施回ごと、当事業所様式により研修実施記録を作成し、使用資料一式とともに、記録簿ファイルし、重要書類として保管、管理します。

5) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修開催日・時間帯等について委員会で検討し参加率の向上に努めます。また、研修ごとに参加者を確認し、欠席者に対しては管理者または介護リーダーにより、後日伝達研修を行い、その結果を研修記録に含めます。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 市町村等への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定にしたがい、速やかに高齢者の保険者田辺市、上富田町、白浜町、みなべ町の窓口及び各地域包括支援センターに連絡します。また、養護者による虐待である場合には田辺市やすらぎ対策指導係・上富田町長寿課に連絡します。

なお、行政機関からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応します。

市町村への通報の窓口

田辺市やすらぎ対策課介護保険指導係	☎	0739-33-7066
田辺市地域包括支援センター	☎	0739-26-9906
上富田町長寿課	☎	0739-33-7340
上富田町地域包括支援センター	☎	0739-33-7340

2) 事業所内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式、及び報告する委員会構成員は問わず、匿名で行えることとし、報告を受けた構成員は、インシデント報告様式を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告します。

報告を受けた委員長（施設長）は、下記の対応もしくは対応の指示を、適時適切に実施します。

1. 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
2. 市町村等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合通報
3. 法人本部、家族等への報告（第一報）
4. 関係職員への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
5. 委員会の臨時開催及び原因分析、事故対応、再発防止策の検討及び対策の決定

6. 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
7. 関係者への報告（第二報以降適時）
8. 必要に応じた懲罰の決定と委員会・関係機関・当該利用者・家族への報告
9. 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4. 1) 及び 2) に準じます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の観点を含めて、成年後見制度その他権利擁護事業について、利用者や家族等への説明を行うとともに、その求めに応じて、各現住所の市町村及び社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介します。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が田辺市・上富田町に連絡し、対応する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当事業所において包括的に設置する苦情窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者から、委員会に報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族、（身元引受人）、後見人等の関係者及び当事業所、ならびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内に掲示するとともに、ホームページにて掲載します。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

1) 「デイサービスセンターむろの家虐待防止対応マニュアル」の活用

本指針を踏まえて改定された {デイサービスセンターむろの家虐待防止対応マニュアル}（令和5年度版）に基づき、日常業務における虐待防止に努めます。

2) 他機関との連携及び外部研修への職員派遣

和歌山県社会福祉協議会・他社団法人、他事業所との連携の機会、及びその他の機関が開催する外部研修の機会等には積極的に参加し、参加者は必ず定例会議時に伝達報告し、利用者の権利擁護に係る研鑽を常に図ります。

10. 本指針の改善

本指針の改定の有無及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11. 附則

この指針は、令和5年5月1日より施行する。